

「Ⅲ 資産・運営の見直しについて」に係るフォローアップ調査様式(様式1)

| | |
|-------|---------------|
| 所管府省名 | 内閣府大臣官房公文書管理課 |
| 法人名 | 独立行政法人国立公文書館 |

(平成24年7月1日現在)

| 基本方針の記載 | 具体的な見直し状況 |
|---|---|
| Ⅲ 資産・運営の見直しについて | |
| 1. 不要資産の国庫返納 | |
| <p>○ 国の資産を有効かつ効率的に活用する観点から、独立行政法人の利益剰余金や保有する施設等について、そもそも当該独立行政法人が保有する必要性があるか、必要な場合でも最小限のものとなっているかについて厳しく検証し、不要と認められるものについては速やかに国庫納付を行う。</p> | <p>●国立公文書館が所有する資産・施設は独立行政法人化に際して、国から現物出資されたものである。いずれの資産・施設も、館が担う歴史公文書等の移管・受入れ、保存、閲覧・展示等を含む利用、教育、普及啓発等各般の機能の十全な発揮のために必要不可欠の資産として最大限に利活用している。また、資産規模も、これら事業の遂行に当たって過大なものとは考えられず、適切かつ経済合理性の観点からも十分に説得的なものであると考えている。</p> <p>なお、前中期目標期間中の利益剰余金(通則法第44条第1項積立金)については、国立公文書館法等に基づき国庫納付している(第2期中期計画期間中の利益剰余金280,784千円は一昨年7月に国庫納付)。</p> |
| <p>○ 不要な施設等の納付方法については、原則として現物により速やかに納付することとし、国は、納付を受けたものを含めた国有財産全体の有効活用を図る。</p> | <p>該当なし(不要資産を持っていないため)。</p> |
| <p>○ なお、本基本方針で個別に措置を講ずべきとされたもの以外のものについても、各独立行政法人は、貸付資産、知的財産権も含めた幅広い資産を対象に、自主的な見直しを不断に行う。</p> | <p>該当なし(不要資産を持っていないため)。</p> |
| 2. 事務所等の見直し | |
| <p>○ 国の財政資金を独立行政法人の本来業務に効果的に充当するため、事務所等の運営については、徹底的な整理・統廃合や組織・府省の枠を超えた共用化を行い、管理部門経費を削減する。</p> | <p>○現行サーバのリースが終了する平成23年9月のシステム更新に合わせて、アジア歴史資料センター(現所在地:千代田区平河町)を賃貸借料が安価な文京区本郷へ移転した。(年間賃貸借料:38,837千円⇒27,002千円。11,835千円の節減)</p> |
| <p>○ 東京事務所については、真に必要なもののみ存置するとともに、併せて必要な機能の移転・集約化を図り、効率的な業務運営を確保する。</p> | <p>○現行サーバのリースが終了する平成23年9月のシステム更新に合わせて、アジア歴史資料センター(現所在地:千代田区平河町)を賃貸借料が安価な文京区本郷へ移転した。(年間賃貸借料:38,837千円⇒27,002千円。11,835千円の節減)</p> |
| <p>○ 海外事務所については、個々の必要性をゼロベースで検証し、整理・統廃合を行うとともに、経費削減、ユーザーへの利便性の観点から、同一都市にあり、政策連携効果が見込まれるもの等については、情報管理の必要性等にも配慮しつつ、施設の共用化を図る。</p> | <p>該当なし(海外事務所を持っていないため)。</p> |
| <p>このため、海外事務所を有する各独立行政法人や主務府省は、相互の情報共有や共同の検討を行うこと等により連携を強化する。</p> | |
| <p>○ 職員研修・宿泊施設については、本部事務所、民間宿泊施設、貸会議室等の利用により機能を代替できるものは廃止する。</p> | <p>該当なし(職員研修・宿泊施設を持っていないため)。</p> |
| <p>○ 本部事務所、地方支所、職員宿舎等その他の資産についても、事業規模を施設に合わせて考える現状維持的な姿勢を改め、規模・コスト・立地等を再検証し、徹底した効率化・合理化を図り、独立行政法人の事務・事業や実施方法の見直しに伴い不要となるものの整理・統廃合、共用化を行う。</p> | <p>●本館及びつくば分館においては、特定歴史公文書等の保存・利用等、公文書管理法に規定される事務をそれぞれ適切に行っている。また、本館の書庫は既に飽和状態に達しており、毎年移管される各府省庁等の公文書は、つくば分館で受け入れ、くん蒸等の必要な措置を行うなど、機能分担して運営している。</p> |

| 3. 取引関係の見直し | |
|---|---|
| ① 随意契約の見直し等 | |
| <p>○ 各独立行政法人は、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき策定した随意契約等見直し計画を着実に実施する。具体的には、随意契約については、原則として一般競争入札等に移行することとし、一般競争入札等であっても一者応札・応募となった契約については、実質的な競争性が確保されるよう、公告方法、入札参加条件、発注規模の見直し等の改善を図り、コストの削減や透明性の確保を図る。</p> | <p>●第3期中期目標及び中期計画(平成22～26年度)中に競争性のない随意契約の見直しを更に徹底し、一般競争入札等についても真に競争性が確保されているか点検・検証することにより、契約の適正化を確保することとしている。</p> <p>具体的には、随意契約の妥当性・一般競争入札等への移行について見直しを行い(競争性のない随意契約件数:平成21年度17件、22年度13件、23年度11件)、入札参加要件の緩和(競争参加資格の等級について、原則ランクを設けない)、公告期間の十分な確保(休日を含めず10日以上設ける)を行った。</p> <p>平成23年度実績</p> <ul style="list-style-type: none"> ・金額ベース(単位:千円) <ul style="list-style-type: none"> 一般競争入札等 1,370,526千円(93.6%)、競争性のない随意契約 93,486千円(6.4%) ・件数ベース(単位:件) <ul style="list-style-type: none"> 一般競争入札等 67件(85.9%)、競争性のない随意契約 11件(14.1%) |
| <p>○ また、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」に基づき、主務大臣及び各独立行政法人(契約監視委員会)は、各法人において締結された契約についての改善状況をフォローアップし、毎年公表する。総務省は、その結果を取りまとめ、公表する。</p> | <p>法人において締結された契約についての改善状況を契約監視委員会においてフォローアップし、その結果を総務省に報告するとともに、法人のHPに公表した。</p> |
| ② 契約に係る情報の公開 | |
| <p>○ 独立行政法人が実施する事務・事業の大半は、財源として国民の税金が充てられていることから、国民に対し、その用途についての説明責任を十全に果たすとともに、徹底した透明性を確保する必要がある。</p> <p>○ 現在、独立行政法人会計基準に基づき、特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等(以下「関連法人」という。)に係る情報が開示されているところであるが、関連法人以外の法人であっても、独立行政法人と一定の関係を有するものについては、その情報公開の範囲を拡大することが適当である。</p> <p>○ このような観点から、独立行政法人が、当該独立行政法人において管理又は監督の地位にある職を経験した者が再就職しており、かつ、総売上高又は事業収入に占める当該独立行政法人との取引高が相当の割合である法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進める。</p> | <p>●現在、結果も含めた調達に関する情報をホームページで公表している。今後とも、当法人において管理又は監督の地位にある職を経験した者が再就職しており、かつ、総売上高又は事業収入に占める当法人との取引高が相当の割合である法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組について順次進めていく。</p> |
| ③ 関連法人の利益剰余金等の国庫納付等 | |
| <p>○ 各独立行政法人は、関連法人との間で競争性のない随意契約や実質的な競争が確保されていない契約(競争入札における一者応札や企画競争における一者応募)等が行われていた場合、当該関連法人の利益剰余金又は内部留保の有無を速やかに精査し、相応の部分について国庫納付する、あるいは当該部分の額について国費の負担軽減に資するための措置を講ずるよう努める。</p> | <p>該当なし(関連法人に該当するものがないため)。</p> |

| | |
|---|--|
| ④ 調達の見直し | |
| ○ 各独立行政法人は、類似の事業類型に対応した共同調達の実施等を検討し、コストの縮減を図る。 | ●現在のところ類似の事務・事業を行っている法人はないと認識しているが、共同調達の可能性について引き続き検討を行う。 |
| 特に研究開発事業に係る調達については、下記の取組を進めるほか、他の研究機関と協力してベストプラクティスを抽出し、実行に移す。 ア) 調達に係る仕様要件の見直しを行う。 イ) 調達方式による価格比較を行い、リース方式が割安な場合は積極的にこれを活用する。また、研究機器や保管機器等について他の研究機関との共同利用等の可能性を検討する。 ウ) 価格調査に当たっては、他の研究機関の購入実績等を確認することなどにより適正価格の把握に努める。 | 該当なし(研究開発を行っていないため)。 |
| ○ 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号)に基づく官民競争入札等の積極的な導入を推進し、独立行政法人の提供するサービスの質の維持・向上と経費削減を図る。 | ●官民競争入札等の導入の可能性について、引き続き検討を行う。 |
| ○ 「公共サービス改革基本方針」(平成22年7月6日閣議決定)に基づき、行政刷新会議に設置された公共サービス改革分科会において、公共サービス改革を推進するための調達の効率化等に関する具体的方策が検討され、平成23年春までに取りまとめられる予定であり、この結論を踏まえ、調達の効率化等を図り、経費の削減等の措置を講ずる。 | ●実現可能なものから、結論を踏まえた、調達の効率化・経費の削減等の措置を講ずる。 |
| 4. 人件費・管理運営の適正化 | |
| ① 人件費の適正化 | |
| ○ 独立行政法人の総人件費については、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成22年11月1日閣議決定)に基づき、今後進める独立行政法人制度の抜本的な見直しの一環として厳しく見直す。 | — |
| ○ 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、国民の理解と納得が得られるよう、その水準が国家公務員と同等のものとなるよう努める。 ア) 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、給与水準の適正化に係る具体的な方策と数値目標を内容とする取組を着実に実施する。 イ) 主務大臣は、上記取組の実施状況を的確に把握するとともに、人件費削減の進捗状況、給与水準の在り方等を検証した上で、その結果を、国家公務員と比べて給与水準が高い理由、講ずる措置等と併せ、総務大臣に報告する。 ウ) 総務大臣は、上記の報告を取りまとめ、公表する。 | ●国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与の見直しを行い、国家公務員の給与改定に準じた措置を講じている。国立公文書館の職員の給与水準については、前記の見直し措置を継続的に実施することにより国と同一水準のものとしている。 ●左記イ)の措置を講じるとともに、総務省に報告した内容を当府のHPIに公表した。 |
| ○ 各独立行政法人の長、理事及び監事等の報酬については、個人情報保護にも留意しつつ、引き続き個別の額を公表する。 | ●館長、理事、監事の報酬については、その支給基準及び支給状況についてホームページで公表している。 |
| ○ 給与水準については、監事による監査、評価委員会による事後評価においても、引き続き厳格なチェックを行う。 | ●給与水準に関する監事監査及び評価委員会による事後評価に対して、引き続き適切に対応していく。 |

| | |
|---|--|
| ② 管理運営の適正化 | |
| <p>○ 業務運営の在り方を、組織、業務実施方法、人員等の観点から抜本的に見直し、簡素な管理部門、効率的な運営体制を確保することにより、業務運営コストを削減する。このため、一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、過去の効率化の実績を踏まえ、これまで以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定する。</p> | <p>○ 公文書管理法の施行による業務の拡大(現用文書への関与、不服申立・訴訟対応、写しの交付事務等)に対応するため、効率的・合理的な業務執行の観点も踏まえ、利用審査部門の独立・専任化、法務・内部統制担当の新設、企画機能の充実化等の組織体制・人員配置の見直しを行い、さらに、写しの交付に係る業務の民間委託を実施することとした。これらの効率化策を講じた上で、平成23年度において必要となる最小限の増員を行う一方で、当該措置に見合う非常勤専門職員数を削減することにより、非常勤専門職員を含めた職員数を平成22年度における59人体制のまま抑制する措置を講じた。</p> <p>あわせて、平成22年度に、既存の事務・事業に係る業務フローや事務処理手順上の課題の洗い出しを行い、効率化を進めた。以上の取組の結果、平成23年度予算に所要の経費削減(75,290千円)を反映し、法施行により課せられた新たな事務・事業を着実に実施した。</p> <p>一般管理費(人件費を除く。)及び事業費の総額については、毎年度平均で前年度比2%以上を削減する。</p> |
| <p>○ 法定外福利厚生費、給与振込経費、海外出張旅費などの事務に係る経費及び職員の諸手当については、国家公務員に準じたものとなるよう徹底を図る。</p> | <p>● 法定外福利厚生費及び給与振込経費については必要最小限のものとしている。海外出張旅費の単価設定も国と同一水準のものとしている。</p> |
| <p>○ また、事業費等については、所要額の見積りの考え方を明確にするなど、必要な経費を積算段階から精査できる取組を行い、徹底した透明化、合理化を図るとともに、運営費交付金について、国の予算のガバナンスの観点から、その在り方を検討する。</p> | <p>● 概算要求・予算編成時に、各経費の必要性・所要額について精査している。</p> |
| <p>○ 組織のコンプライアンスの確保を推進するため、内部監査業務を的確に実施する体制を整備する。</p> | <p>● コンプライアンスの確保の観点から、内部統制の企画及び推進に関する担当部署を設定するとともに、新たにリーガルアドバイザーを設置し、館の業務上の行為の適法性及び館の職員による職場等における違法・不当な行為について適切にチェックできる体制を整備したほか、外部有識者による講演を実施して、内部統制に関する概念の浸透と意識醸成に努めた。</p> |
| 5. 自己収入の拡大 | |
| <p>○ 特定の者が検査料、授業料、利用料、配布価格、技術指導料等を負担して実施する事業については、受益者の負担を適正なものとする観点から、その負担の考え方を整理し、これに基づき、国民生活への影響に配慮しつつ検査料等の見直しを行う。</p> | <p>該当なし(特定の者が負担して実施する事業を行っていないため)。</p> |
| <p>○ また、協賛、寄附等が見込める事業については、その拡大に努めることにより、国費の削減を図る。</p> | <p>● 国立公文書館の業務上、政治的中立性が求められることから、特定の寄附者・協賛者への収入面での依存は避けるべきものと考えられる。</p> |
| <p>○ 出版物の著作権、研究開発成果等に係る特許等による知的財産の活用等を通じて自己収入の拡大を図る。</p> | <p>● 国立公文書館は出版物の著作権、研究開発成果等に係る特許等による知的財産を保有していないものの、所蔵する公文書資料等を活用した絵葉書等の販売などに取り組んできたところであり、今後とも自己収入の拡大に向けた取組を行う。</p> |
| 6. 事業の審査、評価 | |
| <p>○ 複数の候補案件からの選択を要する事業については、案件の厳選による効率的な事業実施や、選択・実施過程の更なる透明化を図るため、有識者から成る第三者委員会を設置するなど効果的な外部評価の仕組みを導入する。</p> | <p>該当なし(複数の候補案件からの選択を要する事業を行っていないため)。</p> |
| <p>○ また、中間評価において成果が期待できないと評価された事業は廃止するなど、評価結果を事業実施過程に適切に反映させるとともに、事業の選定・採択時(事前)、実施時(中間)、終了時(事後)の各段階における評価結果をホームページ上で公表することなどにより、国民への説明責任を果たす。</p> | <p>該当なし(複数の候補案件からの選択を要する事業を行っていないため)。</p> |

国立公文書館における措置状況

本資料は、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定、以下「基本方針」という。)の別表「各独立行政法人について講ずべき措置」について、平成24年7月1日時点における実施状況を各府省・各法人においてとりまとめたものである。

<表の見方>

○「事務・事業」、「講ずべき措置」、「実施時期」及び「具体的内容」の欄は、基本方針の当該欄の記述を転記した。

○「措置状況」の欄は、7月1日時点での実施状況について、以下の区分により整理した。

1a・・・実施期限までに実施済み

1b・・・実施期限よりも遅れたが、7月1日時点では実施済み

2a・・・実施中

2b・・・実施期限よりも遅れており、未だ実施中

3・・・その他(実施時期が未到来)

※ 実施中の項目の中で、「一部措置済」と付されているものは、当該項目に含まれる取組のうち一部が終了していることを示す。

○「措置内容・理由等」の欄は、7月1日時点での実施状況について、具体的内容を記載した。

| | |
|-----|--------|
| 内閣府 | 国立公文書館 |
|-----|--------|

【事務・事業の見直し】

| 事務・事業 | 講ずべき措置 | 実施時期 | 具体的内容 | 措置状況 | 措置内容・理由等 |
|------------------------------|-------------|----------|---------------------------|------|--|
| 01 歴史資料として重要な公文書等の保存及び一般の利用等 | 借上施設に係る経費縮減 | 23年度から実施 | アジア歴史資料センターの移転により経費を縮減する。 | 1a | 現行サーバのリースが終了する平成23年9月のシステム更新に合わせて、アジア歴史資料センター（現所在地：千代田区平河町）を賃貸借料が安価な文京区本郷へ移転した。（契約締結済み。年間賃貸借料：38,837千円⇒27,002千円。11,835千円の節減） |

【資産・運営等の見直し】

| 講ずべき措置 | 実施時期 | 具体的内容 | 措置状況 | 措置内容・理由等 | |
|------------|----------|----------|--|----------|--|
| 02 組織体制の整備 | 組織体制の効率化 | 23年度から実施 | 公文書等の管理に関する法律の施行に際し、業務フローや事務処理手順を見直し、民間委託等を進めることにより、一層の効率化を図る。 | 1a | 公文書管理法の施行による業務の拡大（現用文書への関与、不服申立・訴訟対応、写しの交付事務等）に対応するため、効率的・合理的な業務執行の観点も踏まえ、利用審査部門の独立・専任化、法務・内部統制担当の新設、企画機能の充実化等の組織体制・人員配置の見直しを行い、さらに、写しの交付に係る業務の民間委託を実施することとした。これらの効率化策を講じた上で、平成23年度において必要となる最小限の職員8名の増員を行う一方で、当該措置に見合う非常勤専門職員数8名を削減することにより、非常勤専門職員を含めた職員数を平成22年度における59人体制のまま抑制する措置を講じた。あわせて、平成22年度に、既存の事務・事業に係る業務フローや事務処理手順上の課題の洗い出しを行い、効率化を進めた。以上の取組の結果、平成23年度予算に所要の経費削減（75,290千円）を反映し、法施行により課せられた新たな事務・事業を着実に実施した。 |

【その他】

| | | |
|----|--|--|
| 03 | 国立公文書館の組織の在り方については、公文書等の管理に関する法律に係る附帯決議等で指摘されている立法院・司法院との関係性も考慮しながら検討を進める。 | 国立公文書館の組織の在り方については、独立行政法人改革全般の動きや公文書管理法の見直し期限（施行（平成23年4月1日）後5年を目途）を見据えつつ、法の施行状況や立法院・司法院との関係性も踏まえ、論点の整理や基本的な考え方の検討を進めていく。 |
|----|--|--|